

法人住民税のかかる要件について

法人住民税は、当該自治体に事務所または事業所を有する法人、および当該自治体に寮、宿泊所、クラブ等を有する法人で、その自治体に事務所や事業所を有しない法人に課される税金で、都道府県と市町村の両方に収める必要があります。

下記の要件をすべて満たす場合、事務所または事業所であると判断されます。

1. 人的設備が置かれている

- 人的設備とは正規従業員だけでなく、法人の役員、清算法人における清算人、アルバイト、パートタイマーなども含みます。
- 人材派遣会社から派遣された者も、派遣先企業の指揮および監督に服する場合は人的設備となります。
- 規約上、代表者または管理人の定めがあるものについては、特に事務員等がいなくても人的設備があるとみなします。

2. 物的設備が置かれている

- 事務所等の物的設備は、それが自己の所有であるか否かは問いません。
- 物的設備とは、事業に必要な土地、建物、機械設備など、事業を行うのに必要な設備を設けているものをいいます。
- 規約上、特に定めがなく代表者の自宅等を連絡所としているような場合でも、そこで継続して事業が行われていると認められる限り、物的設備として認められます。

3. 継続的に事業が行われている

- 事務所等において行われる事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等とします。
- 事業の継続性には、事業年度の全期間に渡って連続して行われる場合のほか、定期的または不定期的に、相当日数継続して行われる場合を含みます。また、そこで事業が行われた結果、収益ないし所得が発生することは、必要条件ではありません。
- 2、3ヵ月程度の一時的な事業の用に供される現場事務所、仮小屋などは事務所等に該当しません。

事務所等の範囲

- 宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されているものは、事務所等の範囲に含まれません。
- 材料置場、倉庫および車庫等など単に物的施設のみが独立して設けられたものは、事務所等の範囲に含まれません。
- モデルハウスは、商品見本としての性格が強いものは事務所等の範囲に含まませんが、展示場として人的設備、物的設備のあるものは、事務所等の範囲に含まれます。
- デパート内のテナントは、事務所等の範囲に含まれます。